

## 経営革新型事業承継応援事業費助成金実施要領

### (趣旨)

第1条 この実施要領は、公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）が行う新潟県経営革新型事業承継応援事業費補助金交付要綱（平成31年4月1日）に基づく経営革新型事業承継応援事業費助成金（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本事業は、事業承継を契機とした新分野進出等の経営革新を行う事業者に対して、経営計画の策定に関する経費の一部を助成することにより、新たな事業領域等に挑戦する前向きな事業承継を応援し、本県経済の活性化に資することを目的とする。

### (助成対象者)

第3条 本事業の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次のすべての要件に該当する中小企業者とする。

「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者であつて、中小企業者が法人の場合は、新潟県内に本社を置き事業を営んでいること又は営むことを予定している者、個人事業主の場合は、新潟県内に居住し事業を営んでいること又は営むことを予定している者をいう。具体には、次の表のとおり、業種ごとに定められている資本金と従業員数の基準について、いずれか一方の基準を満たしていること。

主たる事業として営んでいる業種	資本金 <sup>(注1)</sup>	従業員数 <sup>(注2)</sup>
製造業、建設業、運輸業その他業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

(注1)「資本金」は資本の額又は出資の総額をいい、(注2)「従業員数」は常時使用する従業員をいい、事業主、会社の役員、臨時の従業員は含まない。

- (1) 事業承継を契機とした新分野進出等の経営革新を行う中小企業者であること。  
経営革新とは、新商品の開発若しくは生産、新役務の開発若しくは提供、商品の新たな生産若しくは販売の方式の導入、又は役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動等をいう。
- (2) 次のいずれかに該当するみなし大企業でないこと。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業<sup>※</sup>が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2の1以上を占めている中小企業者

※ 「大企業」とは、中小企業基本法に掲げる中小企業者以外の者をいう。ただし、次に掲げる者は大企業として取り扱わないものとする。

(ア) 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

(イ) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

- (3) 新潟県税の滞納がないこと。
- (4) 助成対象者又はその法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力との関係を有していないものであること。
- (5) 公序良俗に問題のある事業又は公益な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業など）を営む者でないこと。

#### **（助成対象事業）**

第4条 この助成金の交付の対象とする事業（以下「助成事業」という。）は、助成対象者が行う事業承継を契機とした経営革新を行う際の経営計画策定に必要な経費とし、助成事業が、国、県及び市町村の他の補助金等を活用する事業でないこと。

2 助成対象者が行う事業承継は、平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に事業承継を行った又は行うことを予定している場合であり、代表者の交代を伴う事業承継で、その形態が次のいずれかに該当すること。

ア 法人における退任、就任を伴う代表者交代による事業承継

イ 法人間における事業の引継ぎ（吸収合併、新設合併、吸収分割、事業譲渡、株式交換、株式移転、株式譲渡）を行う事業承継

ウ 個人事業主からの事業譲渡による個人事業主、法人への事業承継

ただし、法人への事業譲渡の場合で、被承継者の個人事業主と承継者の法人の代表者が同一人物の場合は、助成事業の対象外とする。

エ 法人からの事業譲渡による個人事業主への事業承継

#### **（助成金の交付基準）**

第5条 助成事業の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表1に掲げる経費のうち、公益財団法人にいがた産業創造機構理事長（以下「理事長」という。）が必要と認めるものとする。

2 この助成金の交付額は、助成対象経費に別表2に掲げる助成率を乗じて得た額又は助成限度額のいずれか低い額とする。ただし、消費税及び地方消費税は助成対象経費から除く。

3 助成事業の実施期間は、別表2のとおりとする。

#### **（助成金の交付条件）**

第6条 この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 助成事業の内容を変更する場合（第10条に定める軽微な変更を除く。）には、事前に理事長の承認を受けること。

(2) 助成事業を廃止する場合には、事前に理事長の承認を受けること。

(3) 助成事業が予定の期間に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。

(4) 助成事業に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

#### **（助成金の交付申請）**

第7条 助成金の交付申請は、別記第1号様式に關係書類を添えて理事長に申請するものとする。

2 前項の申請を行うにあたり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して交付申請しなければならない。

### **(助成金の交付決定)**

第8条 理事長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、次に掲げる事項についての適合性を総合的に審査し、助成金の交付を決定する。

- (1) 事業承継の実現可能性
- (2) 経営革新の具体性
- (3) 経営革新の実現可能性

2 前項の要件を満たしている場合であっても、次のような場合には、助成対象外とする。

- (1) 助成事業の内容が公序良俗に反し、又はそのおそれがあること。
- (2) 助成事業の内容が関係法令に違反し、又はそのおそれがあること。

3 理事長は、助成事業の目的を達成するために必要があるときは、助成事業の内容について修正を求め、又は条件を加えることができる。

4 交付決定の内容及びそれに付した条件については申請者に通知することとし、また、交付しないとされたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

### **(変更の承認申請)**

第9条 第6条第1号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による変更承認申請書を理事長に提出しなければならない。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

### **(軽微な変更の範囲)**

第10条 第6条第1号の軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 助成金の交付申請額の減少額が20%未満の場合。
- (2) 助成目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合。

### **(事業の廃止の承認申請)**

第11条 第6条第2号の規定により理事長の承認を受けようとする場合は、別記第3号様式による事業廃止承認申請書を理事長に提出しなければならない。

### **(申請の取下げ)**

第12条 助成金の交付決定の通知を受領した場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成金の交付決定の通知を受けた日から20日を経過した日までに取下げをすることができる。

### **(実績報告)**

第13条 交付決定者は、別記第4号様式による実績報告書を助成事業が完了した日（第11条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認の日）から起算して10日を経過した日、または、助成金の交付決定を受けた年度の3月10日のいずれか早い期日までに理事長に提出しなければならない。

### **(検査の実施)**

第14条 理事長は、交付決定者に対し、必要に応じて中間検査及び確定検査を実施することができる。

### **(助成金額の確定)**

第15条 理事長は、第13条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて検査を行

い、実施結果が交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し助成対象者に通知する。

**(助成金の支払)**

第16条 助成対象者は、助成金の支払いを受けようとする場合には、助成金額の確定後、別記第5号様式により、機構に対し助成金を請求するものとする。

**(交付決定の取り消し)**

第17条 理事長は、助成事業の円滑な遂行に著しい遅延が生じた場合、助成事業が実施期間中に完了する見込みがないと認められる場合、この要領に定める様式及び添付書類を指定された期日までに提出しなかった場合又は申請書類、報告書類に虚偽があった場合には、交付決定を取り消すことができる。

2 理事長は前項の規定に基づき交付決定を取り消した場合において、当該事業に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

**附 則**

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

## 助成対象経費

助成対象経費は、経営革新を行う際の経営計画策定に必要な以下の経費とする。

対象経費の区分	助成対象経費の内容
<b>調査費</b> 市場調査や事業化可能性調査などの各種調査分析に要する経費など	<b>1 委託費</b> 委託契約に基づき、経営計画策定に必要な業務を第三者に委託・外注するために支払う経費(専門性が高く、自ら実行することが困難な業務等)  <b>2 専門家謝金・専門家旅費</b> 専門家から、経営計画策定に必要な指導・助言を受けた場合に支払う謝金及び旅費
<b>指導費</b> コンサルティング会社や専門家から指導を受けるために要する経費など	

別表 2

助成金の交付基準

助成事業の実施期間	交付決定日から当該年度の2月末
	対象経費
	10万円以上
助成金	助成率 1/2以内 限度額 30万円